

## 下関市公共基準点管理保全要綱

下関市公共基準点管理保全要綱（平成19年4月1日制定）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき下関市が国から移管を受けた測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的な取扱いに関して必要な事項を定め、その管理保全について万全を期すことを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）公共基準点 都市再生街区基本調査によって設置された街区三角点、街区多角点、街区三角点節点、街区多角点節点、街区点補助点及び効率的手法導入推進基本調査によって設置された地籍基本三角点、地籍基本多角点、地籍基本細部点をいう。

（2）街区基準点等 公共基準点のうち、街区三角点、街区多角点、地籍基本三角点、地籍基本多角点、地籍基本細部点をいう。

### （管理の主体）

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、都市整備部都市計画課とする。

### （管理保全）

第4条 何人も、滅失、き損その他の行為により、公共基準点の効用を害してはならない。

2 市長は、公共基準点の成果等を適切に管理するとともに、公共基準点を使用した者からの使用結果の報告のほか、必要に応じて測量標の設置状況を現地で確認し、その保全に努めなければならない。

3 市長は、公共基準点の異状が明らかになった場合においては、当該公共基準点の復旧又は移転、撤去、廃点等必要な措置を講ずるとともに、当該措置に伴い必要となる国又は土地所有者等への通知、報告を行うものとする。

### （公共基準点の使用手続）

第5条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様

式第1号)により市長に申請し、公共基準点使用承認書(様式第2号)による承認を受けなければならない。また、使用後は、速やかに公共基準点使用報告書(様式第3号)により使用結果を報告するものとする。

- 2 公共基準点の使用に伴い他人の土地、建物に立ち入る場合においては、あらかじめ、土地、建物の所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)の許可を得なければならない。
- 3 公共基準点を使用する者は、公共基準点使用承認書を常時携帯し、土地所有者等の請求があったときは、速やかにこれを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体その他公共団体及び土地家屋調査士会は包括的に公共基準点を使用することについて、市長に申請することができるものとする。
- 5 前項の申請があった場合において、包括的に公共基準点を使用することが適当であると市長が認めたときは、使用結果の報告等必要な条件を付して承認することができる。

(工事施工の届出)

第6条 街区基準点等の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する者(以下「工事施工者」という。)は、あらかじめ街区基準点等付近での工事施工届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、次条に規定する街区基準点等の撤去又は廃点に係る申請又は請求をする場合においては、街区基準点等付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

- 2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点等の構造物が入る掘削工事等
  - (2) 車両及び重機等の振動が街区基準点等に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、街区基準点等から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる工事等
  - (3) その他街区基準点等の効用に支障をきたすと思われる工事等
- 3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と街区基準点等の位置関係を明示したもの）

(2) 引照点図又はしゅん工後に街区基準点等の異状の有無を確認するために必要な図書

(3) 写真（街区基準点等、街区基準点等周辺、引照点等が確認できるもの）

4 第1項の規定により届け出た工事期間中、工事施工者は、街区基準点等の保全に必要な措置を講じなければならない。

5 第1項の規定により届け出た工事がしゅん工したときは、工事施工者は速やかに街区基準点等付近での工事しゅん工報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

6 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) しゅん工写真（街区基準点等、街区基準点等周辺が確認できるもの）

(2) 街区基準点等の異状の有無が確認できる測量資料（着工前・しゅん工後が対比できる引照点図又は点検測量等の成果）

（撤去又は廃点）

第7条 工事施工者は、街区基準点等を撤去又は廃点する必要がある場合には、あらかじめ街区基準点等（撤去・廃点）承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、街区基準点等（撤去・廃点）承認書（様式第7号）による承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図、平面図（施工範囲と街区基準点等の位置関係を明示したもの）

(2) 写真（街区基準点等、街区基準点等周辺が確認できるもの）

3 土地所有者等の都合により街区基準点等を撤去又は廃点する必要がある場合には、土地所有者等は、あらかじめ街区基準点等（撤去・廃点）請求書（様式第8号）を市長に提出するものとし、本請求により復旧又は移転が必要な場合においては、復旧又は移転は市が行うものとする。

（機能の回復）

第8条 第5条の規定に基づき公共基準点を使用した者（以下「基準点使用者」という。）及び第6条第1項の規定に基づく届出をした工事等の工事施工者は、

故意又は過失により街区基準点等を滅失又はき損し、その効用に支障をきたした場合においては、測量法その他関係法令に基づき市長が指示する方法により復旧又は移転しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

2 第7条第1項の規定に基づき街区基準点等の撤去又は廃点を申請した工事施工者は、申請のあった街区基準点等について復旧又は移転する必要があると市長が認めた場合においては、測量法その他関係法令に基づき市長が指示する方法により復旧又は移転しなければならない。

3 前2項に規定する者のほか、故意又は過失により街区基準点等を滅失又はき損し、その効用に支障をきたした者（以下「事故原因者」という。）は、測量法その他関係法令に基づき市長が指示する方法により復旧又は移転しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、この限りでない。  
（設置工事の施工者）

第9条 前条の規定に基づき街区基準点等を復旧又は移転するための工事及び測量（以下「設置工事」という。）は、測量法第55条の規定に基づき測量業者としての登録を受けた者が行わなければならない。

2 設置工事に伴い必要となる測量法その他関係法令に基づく手続及び国又は土地所有者等への通知、報告は市が行う。ただし、これらに必要となる図書の作成及びその他市長が必要と認める図書の作成は設置工事を行う者が作成するものとする。

（設置工事）

第10条 設置工事を行う者は、施工方法等について、あらかじめ市と協議した後、街区基準点等（復旧・移転）承認申請書（様式第9号）により市長に申請し、街区基準点等（復旧・移転）承認書（様式第10号）による承認を受けなければならない。

2 測量標等は既設のものを再度使用するものとする。ただし、使用不可能な場合においては、市が指示する材質、寸法及び形状の測量標等を設置工事を行う者が準備するものとする。

3 設置工事を行った者は、設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする図書及び写真を市長に提出しなければならない。

4 設置工事がしゅん工したときは、設置工事を行った者は、速やかに街区基準点等設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を市長に提出し、市の検査を受けなければならない。

5 設置工事を行った者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第11条 設置工事に要する費用は、原因者である基準点使用者、工事施工者又は事故原因者が負担するものとする。

（その他）

第12条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

(宛先) 下関市長

申請者 住所  
氏名

公共基準点を使用したいので、下関市公共基準点管理保全要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで
測量地域		
使用する公共基準点の種類及び番号	計 点	
測量方法		
測量計画機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
測量作業機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
備考		

様式第2号

様  下関市長  公共基準点使用承認書  年 月 日に申請のありました公共基準点の使用について、次の とおり承認します。		第 号 年 月 日  印
		使用承認番号      第 号
使用目的		
使用期間	年 月 日から      年 月 日まで	
測量地域		
使用する公共基準点 の種類及び番号	計 点	
測量方法		
測 量 作 業 機 関	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	
承認条件 1 下関市公共基準点管理保全要綱及び別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2 使用終了後は、公共基準点使用報告書(様式第3号)を速やかに提出すること。		
担当部署 連絡先	下関市      部      課      係 電話番号	

## 別紙

### 公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用に伴い他人の土地、建物に立ち入る場合においては、あらかじめ土地所有者等に計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを通知し、立ち入りの許可を得ること。
- 2 作業者は、公共基準点使用承認書を常時携帯し、土地所有者等の請求があったときは、これを提示すること。
- 3 作業者は、善良な管理者の注意をもって公共基準点を使用し、公共基準点の効用を害することがないように、その保全に必要な措置を講じた上で使用すること。
- 4 公共基準点の使用に起因して、第三者に損害を与えた場合は、申請者又は作業者の負担において、原状の回復又は損害の賠償を行うこと。
- 5 使用した公共基準点に異状等が認められた場合においては、速やかに市に連絡すること。
- 6 公共基準点の使用を完了したときは、速やかに公共基準点使用報告書（様式第3号）を市に提出すること。

様式第3号

公共基準点使用報告書

年 月 日

(宛先) 下関市長

報告者 住所  
氏名

年 月 日に承認を受けた公共基準点の使用について、その使用結果を次のとおり報告します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで
測量地域		
使用した公共基準点の種類及び番号	計 点	
使用承認番号	第 号	
測量作業機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
使用結果		
特記事項	(故障点、異状点の状況を記載)	

様式第4号

街区基準点等付近での工事施工届出書

年 月 日

(宛先) 下関市長

届出者 住所  
氏名

街区基準点等の付近で工事等を行うため、下関市公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工事名		
工事場所		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事概要		
付近の街区基準点等の種類及び番号		
工事発注者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
工事受注者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
添付図書	1 位置図    2 断面図    3 平面図 4 引照点図等    5 写真	

様式第5号

街区基準点等付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

(宛先) 下関市長

報告者 住所  
氏名

年 月 日に届け出た街区基準点等付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事名		
工事場所		
しゅん工日		年 月 日
付近の街区基準点等の種類及び番号		
街区基準点等の状況		(1) 測量標のき損状態：
		(2) 構造物のき損状態：
		(3) その他：
工事受注者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
添付図書		1 しゅん工写真      2 測量資料等

様式第6号

街区基準点等（撤去・廃点）承認申請書

年 月 日

(宛先) 下関市長

申請者 住所  
氏名

工事等により支障となる街区基準点等の撤去又は廃点について、下関市公共基準点管理保全要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

工事名		
工事場所		
工事期間		年 月 日から 年 月 日まで
工事概要		
撤去・廃点する街区基準点等の種類及び番号		
撤去・廃点理由		
撤去・廃点予定日		年 月 日
工事発注者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
工事受注者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
添付図書		1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 写真
備考		

様式第7号

様	第 年 月 日 第 号		
下関市長	印		
<b>街区基準点等（撤去・廃点）承認書</b>			
年 月 日に申請のありました街区基準点等の撤去又は廃点について、次のとおり承認します。			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">撤去承認番号</td> <td style="width: 50%;">第 号</td> </tr> </table>	撤去承認番号	第 号
撤去承認番号	第 号		
撤去・廃点する街区基準点等の種類及び番号			
撤去・廃点予定日			
復旧又は移転の要否			
承認条件 1 作業は、車両や歩行者の安全を十分に確保した上で行うこと。 2 作業に起因して、第三者に損害を与えた場合は、申請者の負担において、原状の回復又は損害の賠償を行うこと。 3 測量標の撤去後は、必要に応じて車両や歩行者の通行に支障が生じることがないように、コンクリートやアスファルト等で十分な補修を行うこと。 4 作業に伴い発生した廃材等は適正に処分すること。 5 作業の中止等、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに下記の担当部署に連絡すること。 6 復旧又は移転を要する場合は、あらかじめ市と協議した後、街区基準点等（復旧・移転）承認申請書（様式第9号）を提出すること。			
担当部署 連絡先	下関市 部 課 係 電話番号		

様式第 8 号

街区基準点等（撤去・廃点）請求書

年 月 日

(宛先) 下関市長

請求者 住所  
氏名

下関市公共基準点管理保全要綱第 7 条第 3 項の規定により、街区基準点等の撤去又は廃点について、次のとおり請求します。

撤去・廃点する街区基準点等の種類及び番号	
撤去・廃点理由	

様式第9号

街区基準点等（復旧・移転）承認申請書

年 月 日

（宛先） 下関市長

申請者 住所  
氏名

街区基準点等の復旧又は移転について、下関市公共基準点管理保全要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

復旧・移転する街区基準点等の種類及び番号		
復旧・移転理由		
設置工事の期間		年 月 日から 年 月 日まで
設置 工事 施 工 者	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	
添付図書		1 設置工事の内容を明らかにする図書 2 写真
備 考		

様	第 号 年 月 日		
下関市長	印		
<b>街区基準点等（復旧・移転）承認書</b>			
年 月 日に申請のありました街区基準点等の復旧又は移転について、次のとおり承認します。			
<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">復旧承認番号</td> <td style="padding: 2px;">第 号</td> </tr> </table>		復旧承認番号	第 号
復旧承認番号	第 号		
復旧・移転する街区基準点等の種類及び番号			
設置工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
設置 工事 施行 者	名 称		
	代表者氏名		
	所在地		
承認条件 1 設置工事の施工については、申請のとおり実施し、道路その他構造物の機能に支障を生じないようにすること。 2 設置工事は、車両や歩行者の安全を十分に確保した上で施工すること。 3 設置工事に起因して、第三者に損害を与えた場合は、申請者の負担において、原状の回復又は損害の賠償を行うこと。 4 設置工事完了後は、速やかに街区基準点等設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を市に提出し、市の検査を受けること。 5 検査に合格したときには、速やかに市に基準点を引き渡すこと。 6 申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに下記の担当部署に連絡すること。			
担当部署 連絡先	下関市 部 課 係 電話番号		

街区基準点等設置工事しゅん工報告書

年 月 日

(宛先) 下関市長

報告者 住所  
氏名

年 月 日に承認を受けた街区基準点等の復旧又は移転について、  
設置工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

復旧・移転した街区基準点等の種類及び番号		
しゅん工日		年 月 日
設置工事施工者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
添付図面		1 しゅん工写真